

## 創発はいかなる意味で倫理的か

岩井 哲雄

### 1. はじめに

理性にもとづく普遍的な倫理を確立するという近代的な倫理観は、理性そのものの普遍性が疑われるにいたって、きわめて維持の困難なものになっている。代わって、倫理とは社会や時代に制約されたものにすぎないという見方が、いまや、支配的であるように思われる。教育は倫理と密接な関係をもつものであるから、倫理が社会や時代によって異なるものと考えられるとすれば、それは教育の営みそのものを揺るがすものと思われる。では、個々の社会に固有な倫理ではなく、そうした社会の違いを超えた倫理は存在するだろうか。

ところで、茶道など日本の芸道に見られる倫理観は、個々の社会の差異を超えた倫理が実際に存在することを示唆しているように思われる。久松真一によれば、茶道は、「一切の形あるものの否定」である禅に基づいている。一切の形あるものの否定である禅は、「文化の否定」であり、「生命的、主体的に人間の否定」である（久松、1987：29-30頁）。それはまた、善悪の差別の否定でもある。なぜなら、善悪とは、是非・真妄・善悪・美醜など「価値の世界の形」「精神的な形」であって、一切の形あるものの否定である禅は、当然こうした精神的な形をも否定しなければならないからである（久松、同書：33頁）。したがって、茶道とは、文化や人間や価値の否定に立脚するものに他ならない。

しかしながら、茶道はまた、人間形成的な意義をもつ文化でもあり、それ自体として倫理的なものでもある（久松、同書：48頁）。久松は、「形のない無相の人間」を形成すること、そのような無相の自己の自覚が茶道における人間形成であるという（久松、同書：43頁）。そして、この無相の人間とは「文化を創るもの」であって、それゆえ茶道とは「文化を創るものを創るところの根源的文化」であるという（久松、同書：46-47頁）。

また茶道は倫理的なものでもある。一般に理解されている茶道の倫理とは、茶道における人間ないし人間間の心掛けとしての「和敬静寂」である（久松、同書：125頁）。久松によ

れば、それは、「茶道の絶対唯一の創造的主体的法則」である茶道の玄旨が、最初にとる形である（久松、同書、122頁）。そうであるとすれば、それは最も根本的な倫理であるということになる。

以上のように、茶道とは文化を創る人間を創る根源的文化であり、したがって、そこにおける倫理は、個々の社会に固有の倫理の否定の先にある、創造のための倫理であるように思われる。そして茶道の教えるところでは、このような倫理に向けて人間を形成することは無意味なことではない。しかしながら、この茶道の教えは多分に実践的であり、このような倫理の存在がいかなる論理、いかなる根拠にもとづいて主張可能であるのかを教えてはくれない。

では、このような倫理の根拠に、どこまで論理的に接近することができるであろうか。この試みとして、本稿では、創造の理論であると同時に社会の理論でもあるマイケル・ポランニー（Michael Polanyi）の暗黙知の理論を検討する。すなわち本稿は、暗黙知の理論における社会の理論と創造の理論との関係を検討することによって、創造の背後に倫理がたしかに存在していることの根拠を示そうとする試みである。

## 2. 知ることの本性

ポランニーによれば、「技能的行為（skilful performance）の目標が達成されるのは、個人（person）にはそれ自体として（as such）知られることのない一組の規則（a set of rules）を遵守することによる」。例えば、泳ぐためには、泳ぎ方の規則を遵守することが、自転車に乗るためには、自転車の乗り方の規則を遵守することが必要である（Polanyi, 1974: 49 = 46頁）。

ポランニーは、技能的行為、すなわち、「すること」（doing）に隠されているこの規則を、操作的原理（operational principles）と呼んでいる。それは、「行為の根底をなす前提」（Polanyi, *ibid.*: 162 = 151頁）とみなしうる。しかしながら、この規則を明示的に述べること、すなわち焦点的（focal）な知識の形で述べることは、行為者にとって、ふつうは不可能である。例えば、自転車乗りの規則は、それを明示的な知識の形で示すとすれば、「自転車の経路の曲率をアンバランス割る速度の2乗に比例して調整する」というものになるが（Polanyi, *ibid.*: 49 = 46頁）、自転車に乗る行為者にとって、この明示化された規則を述べることは不可能である。行為者は「こうした行為をそうした前提の焦点的知識なしで達成し実践」しているのである。<sup>(1)</sup>

以上のように、行為の前提をなす規則は、行為者にはそれ自体としては知られてはいない。そもそも、この種の規則は、それ自体として知られる必要もない。というのも、仮に自転車乗りの規則をそれ自体として（焦点的に）知ったとしても、それによって自転車に乗れるようになるわけではないからである。行為の前提は、焦点的に知るとは異なる仕方では把握されなければならない。この種の把握をポランニーは「従属的に知る」と呼んでいる。以上をまとめると、次のようになるであろう。行為者は「一定の前提に依拠して行為しているのであり、その前提については焦点的には無知だが、従属的（subsidiary）に知っている」のである。（Polanyi, *ibid.*: 162 = 152 頁）

このことは、「すること」だけでなく、「知ること」（knowing）についても妥当する。例えば、鑑識眼やレントゲン写真を読み取ることは、「すること」であると同時に「知ること」でもあり、これは、「すること」と「知ること」とが連続であることを示している。また、純粹に知的に知ることである、合理的な思考であってさえ、論理法則という操作的原理を遵守することによって行なわれる、一つの技能とみなしうる。それゆえ、すべての「知ること」は技能的な達成とみなしうる。したがって、すべての「知ること」は、それ自体として知られることのない規則を遵守すること、その規則に従属的に感知することによって活用することにもとづく達成であり実践である、といてよい。（ここに示した理由により、ポランニーは、「すること」と知的に「知ること」とをあわせて「知ること」ないし「知ることの行為（act of knowing）」と呼んでいる [Polanyi, 1969: 6 = 19 頁]。本稿でも、この用法に従うことにする。）

知ることの行為の背後にある規則、すなわち操作的原理と呼ばれる規則の性格は、次の事実注意到することによって、より明確になる。すなわち、知ることの行為は二種類の原理の働きによって成立している、という事実である。例えば自転車乗りの場合、そこには1) 力学の法則と、2) 自転車乗りの規則が働いている。ここで、かりに行為者が自転車に乗るのを止めたとすれば、2) の規則は消失する。しかし、明らかに1) の法則は依然として働いているはずである。それゆえ、この二つの原理を区別することには根拠があるであろう。さらに、かりに自転車に乗っている人が、1) の法則の働くままにまかせたとすれば、自転車に乗り続けることはできないであろう。それゆえ、2) の規則は、1) の法則を制御し活用する原理である、とみることができる。この意味で、2) の規則は1) の法則に対する高次の原理であり、他方、1) の法則は2) の規則に対する下位の原理である、とみなすことができる。つまり、操作的原理とは、二つの原理の結合からなる行為における、上位の原理な

のである。

さて上記の観点からみると、行為に関して次のことがわかる。すなわち、行為を、その低次の原理だけを用いて同定する (identify) ことはできない、ということである。例えば、自転車乗りという行為を、力学の法則だけを用いて同定することはできない。かりに、力学の法則のみによって自転車乗りを記述するならば、その記述は一組みの運動方程式として与えられるほかなく、しかもそれは、ある物体がある運動をしているということしか意味しないであろう。それゆえ、自転車乗りを自転車乗りとして同定するには、2) の規則 (高次の原理) について何らかのかたちで言及することが不可欠である、とあってよい。2) の規則について言及しないのであれば、そもそも自転車乗りという行為を認知することはできないのである。

次節では、上で明らかになったこと、すなわち、行為を同定するには規則 (高次の原理) に言及しなければならないということがもつ意味を、さらに考察することにする。

### 3. 世界の創発－包括的存在の独立性

前節でみたように、低次の原理だけを用いることによって、行為を行為として同定し記述することはできない。このことは、高次の原理が低次の原理には還元されえない、ということの意味している。なぜなら、この還元が可能であれば、高次の原理をもちだすまでもなく、ある行為を行為として同定し記述できるはずだからである。そこで、今度は、高次の原理の、低次の原理への還元不能性ということの意味を考察することにしよう。

このことは、まず第一に、行為の高次の原理が創造されたものに他ならないということ、行為それ自体やその規則が全く新奇なものとして創発 (emerge) したということの意味する。例えば、自転車乗りは、力学法則だけを用いることによって、自転車乗りとして記述することができないから、自転車乗りの規則は力学法則に還元されえない。したがって、自転車乗りという行為やその規則は予め存在したのではなく、新奇なものとして創発したのだとみなさなければならないのである。

以上のような意味で創発したとみなされるものを、ポランニーは、包括的存在 (comprehensive entity) と呼んでいる。「比較的に次元の高い原理と低い原理という二つの原理の結合」したもので、これら二つの原理によって二重に制御 (dual-control) されるものは、包括的存在である。人間が作ったもの、行なうことは、この包括的存在に他ならない。例えば、機械は力学法則と機械を規定する操作的原理との結合であり、身体運動は筋肉活動の規

則と目的的行動の規則との結合である。適切な文章は語彙の規則と文法規則との結合であり、チェスのゲームはその競技規則と指し手の戦略との結合である。それゆえ機械、目的的行動、文法に適った文章、チェスのゲームなどは、すべて包括的存在とみなすことができるのである。(Polanyi, 1969: 217 = 277 頁)

包括的存在やその高次の原理が、低次の原理には還元されえないということは、第二に、包括的存在が低次の原理からは独立した存在であること、いわば一つの世界を形成するものであることを意味する。

なぜなら、包括的存在は、その内部に、その固有の事実（その諸部分や部分集合）をもつからである。例えば、キングやクイーンの駒が存在するという事実は、チェスという包括的存在にのみ固有である。これらの駒の存在は、チェス以外のいかなる経験的事実にも還元できない。あるいはまた、負の数や虚数が存在するという事実は、数学という包括的存在に固有であって、数学以外の領域で観察されるいかなる事実もその存在を証明しない。一つの技能であってさえ、それはその固有の事実を確定する。例えば、「ハンマー」という道具が存在するという事実は、ハンマーを用いる技能のなかにしか存在しない。たとえ、ハンマーとまったく同一の形状をした物体があったとしても、もしハンマーを用いる技能が存在しなければ、それをハンマーと呼ぶことはできない。このように、一つの技能であってさえ、それを構成する固有の事実をもっている。

以上のように、包括的存在に固有な事実は、包括的存在の外部からは同定することはできない。この意味で、包括的存在はその外部からは独立であり、したがって一つの独立の世界を形成するものとみなしてよいと思われる。そして包括的存在が一つの世界に他ならないとすれば、創発（包括的存在の創発）とは一つの世界の創発である、と行ってよいであろう。

#### 4. 倫理の創発—正しさの根拠の独立性

包括的存在は一つの独立した世界に他ならない。というのも、包括的存在における事実は、その内部においてしか、同定することができないからである。これと同様に、この世界における正しさもまた、この世界の内部においてしか評価できない。このこともまた、包括的存在を同定することは低次の原理によっては不可能であり、もしそれを同定しようとするならば包括的存在を制御する高次の原理に言及しなければならない、ということから帰結する。本節では、このことを確認することにする。

例えば、チェスの駒を競技規則に則ってはいるが、ただランダムに動かしているだけの場

合から、いわばまっとうなチェスの試合を区別して認知することは、低次の原理（この場合、チェスの競技規則）によっては不可能である。なぜなら、両者は、ともに低次の原理を満たしているという点で、同等だからである。この区別を行なって、まっとうな試合をそれとして同定するには、その試合にあらわれる高次の原理、すなわち指し手の戦略に何らかのかたちで言及しなければならない。

すると、ここから次のようにいうことができるであろう。すなわち、ある個々のチェスの試合（これはチェスという包括的存在の部分集合とみることができる）がよいものであるということ、また、あるチェスの手（これはチェスという包括的存在の部分とみることができる）がよいものであるということは、ただチェスの高次の原理との関わりにおいてのみ評価することができる、ということができるであろう。

それというのも、これらチェスの試合やチェスの手を評価するための、外部の基準は存在しないからである。前節でみたように、包括的存在を同定するための外的な基準は、そもそも存在していない。それゆえ、いかなる外部の基準も、その評価の対象を同定し確定することすらできない。そして、そうである以上、そもそも外部からの評価など、始めようがないのである。また実際、チェスの手を、チェスという包括的存在の外部の根拠によって、例えば、経済的な根拠によって評価することや、法的な根拠によって裁くことは不条理であろう。このように、ある世界における正しさを判定するための、外的な基準は存在しないのである。

いかなる正しさも、その世界の内部から、つまり内在的に (intrinsic) のみ判定することができる。このとき、包括的存在の高次の原理は一種の「理想 (ideal)」(Polanyi, 1974: 334 = 318 頁) として、包括的存在における事実（すなわち包括的存在の部分集合やその諸部分）の正しさを判定する「標準 (standard)」を提供するものである。それゆえ、ポランニーは、この高次の原理 (= 操作的原理) を「正しさの規則 (rules of rightness)」とも呼んでいる (Polanyi, *ibid.*: 329 = 313 頁)。この正しさの規則との関わりにおいてのみ、包括的存在における事実のよしあしが評価可能なのである。<sup>(2)</sup>

ただし、この規則は、行為者にはそれ自体として知られているものではない。それゆえ、規則が与える標準も、行為者にとっては、それ自体として現れることはできない。ポランニーによれば、そうした標準は、行為者にとって、彼の情熱をとおして確認される価値として、あるいはその徴候としての興味や美として現れるのである (Polanyi, *ibid.*: 189 = 177 頁)。そして、チェスへの興味がチェスの世界においてのみ成立するように、こうした価値や興味や美は、特定の世界においてしか成立しない固有のものなのである。

以上のように包括的存在は、その外部のいかなる規則にも従うことはなく、それ自身の規則にのみ従う。また、この規則が与える標準は、行為者にとっては価値を意味し、その価値は各々の包括的存在に固有である。この意味で、包括的存在は、それ自身の固有の倫理をもつとってよい。つまり、包括的存在は、倫理的にもその外部からの独立を保持するのである。そして、包括的存在の創発とは正しさの規則の創発に他ならないから、それはまた、包括的存在に固有な倫理の創発でもあるのである。

### 5. 創発の倫理—知ることの条件

これまでに見たように、包括的存在の創発は、一つの世界の創発であり、同時に、その世界の倫理の創発でもあった。そして、ここに創発する倫理は、そこだけに固有な倫理であって、その正しさは外部からの評価を受け付けられないものであった。そうすると、次のような問題が生じてくると思われる。すなわち、ある個人の都合のよい正しさの規則を制定することによって、そのような世界を恣意的に創出することができるのか、そして、それが可能であるとすれば、倫理とは恣意的に確立することができるものなのか、という問題である。本節では、この問題について考えることにする。

既にみたように、創発した世界における正しさを決定するのは、正しさの規則＝操作的原理であった。この規則が、その世界における正しさの標準、つまり、この世界の倫理の基準である。そこで上述の問題は次のように問いなおすことができる。すなわち、標準はいかなる身分をもつのか、それは主観的であるのか（主観的に設定できるのか）、あるいはそうではないのか、という問いとしてである。

さて、ポランニー自身は、例えば科学の標準の身分について次のように述べている。科学においては、「科学者は自分の標準と自分の主張に非個人的な身分 (impersonal status) を帰するが、それは彼がそれらを科学によって非個人的に確立されたものと看なすからである」(Polanyi, *ibid.*: 302-303 = 285頁)。つまりポランニーは、標準は恣意的に確立されたものではない（換言すれば、正しさの規則は恣意的に確立されたものではない）とみなしているのである。では、この根拠は何であろうか。

この問いに対して、本稿では、ポランニーの理論が示唆するところではあるが、ポランニー自身は明示的に述べていない方向から、答えることを試みることにする。ここで選択するその方向とは、知ることの行為が成立するための条件を吟味することである。

そもそもポランニーは、知ることの行為を誤りうるものとして特徴づけている。つまり、

誤りうることは、あるものを知ることの行為とみなすための一つの基準である。例えば、足算が技能であるのは、それが間違いうるからである。これに対して、小石をばらまくことには誤りの可能性がなく、したがってこれは通常技能とは認められない。あるものごとが技能や知識の名に値するには、それが誤りでありうる必要があるのである。そこで、この誤りという観点から、知ることの行為が成立する条件を考えてみよう。

ポランニーは、知ることの行為が陥る誤りを二種類に大別している。一つは、合理的誤謬 (reasonable error) と呼ばれるものであり、もう一つは主観的合理性 (subjective rationality) と呼ばれるものである。両者の違いは、前者がいわば正常な標準 (誰の観点にとっても合理的な標準) を満足させようとしているのに対して、後者は主観的な標準 (当の個人・個人の観点からのみ合理的な標準) の満足をもとめているだけだということにある。例えば、擬似餌に食い付く魚は、合理的な誤謬を犯している。これに対して、全く栄養のないサッカリン水溶液を味覚の満足だけのために飲む鼠は、主観的合理性に従うという誤りを犯している。(Polanyi, *ibid.*: 361-362 = 341-342 頁)

では、正常な標準と主観的な標準との差異はどこにあるのだろうか。擬似餌に食い付くとき、当の魚がその誤りに気づくことは可能である。ところが、サッカリン水溶液を飲むとき、当の鼠はその誤りに気づく可能性がない。つまり、鼠にとっては、サッカリン水溶液を飲むことは誤りえないことなのである (ただし、われわれは正常な標準によって鼠の振舞いを評価するから、われわれにとっては鼠の振舞いは誤りである)。

さて、誤りうることは、知ることの行為の一つの基準であった。しかし上でみたように、主観的な標準の満足は誤りえない。したがって、一身体 (一個人) の恣意的な標準、すなわち主観的な標準は、知ることの行為を構成するものではないのである。より厳密に言えば、そもそも主観的な標準は存在しえないとさえいえる。というのは、いかなる仕方でも、標準に背いたこと (誤り) にならないとすれば、それは、そもそもはじめから標準に従ってなどいなかったのと同じだからである<sup>③</sup>。

逆に言えば、もし知ることの行為が現に存在しているのであれば、その標準は、一個人を超えて受容されうるもの、換言すれば、公的に共有されうるものでなければならない。したがって、知ること=創発は、その正しさの規則=標準が公的に受容される可能性がなければ、創発とはみなされないのである。ポランニーは次のように言う。「暗黙の同意と知的情熱、イディオムと文化的遺産の共有、相似た心を持つコミュニティへの帰属—これらが、事物を我がものとするときに依拠する、事物の本性のヴィジョンを形成する。知能は、いかに批

判的ないし独創的であっても、そうした信用的枠組の外では働かない」。「われわれがこの枠組を受容することは、およそ知識をもつための条件」なのである (Polanyi, *ibid.*: 266-267 = 250 頁)。つまりポランニーによれば、知ることは、単独の個人によって行いうることではないのである。

さて、われわれは、ここに、そもそも創発が可能であるための条件を見出すことになる。つまり、標準の共有を確保することが、そもそも創発が可能であるための条件なのである。

では、標準の共有を確保することは、いかにして可能であろうか。

そもそも標準は、正しさの規則によって与えられるものであるが、知ることの本姓からすると、それは、それ自体として知られているものではないのであった。したがって、もし、標準ないし正しさの規則を伝達しようと思うならば、この伝達は、この規則を体現している知ることの技法の、具体的な事例に即して行なわれなければならない。そして技法を実例によって学ぶということは、技法の伝統を受け入れることを意味する (Polanyi, 1964: 15 = 19-20 頁)。ここには、師と、師に体現されている伝統の価値に対する無条件的な尊敬や信頼が必然的に伴うことになる。なぜなら、弟子は、技法を学びとる前に、あらかじめその価値や意義を知ることができないからである。これら無条件的な尊敬や信頼が、知ることの技法を伝達するための、そして、それによって標準を共有するための根本的な条件なのである。

これまでにみたように、包括的存在の創発は、正しさの規則の制定であり、一つの世界とそれに固有な倫理とを生み出すものであった。しかし、そもそも、こうした世界や固有の倫理が可能になるのは、尊敬や信頼によって標準の共有が確保される場合だけである。このとき、これら尊敬や信頼は、個々の創発が可能になるための条件であって、創発の結果として成立する個々の倫理とは、次元の異なる倫理、より根源的な倫理であるといつてよい。これは、創発した倫理ではなく、創発のための倫理 (創発の倫理) なのである。

こうして、われわれは、茶道の倫理が、なぜ文化や人間を否定しなければならないのか、そして、なぜそれが創造の倫理であるのかを理解することができる。創発の条件である尊敬や信頼は、無条件的であるという意味で、自己の放棄に他ならない。そして、自己の放棄とは、文化的にも人間的にも自己の否定を意味するといつてよいであろう。そして、こうした自己の放棄が創発の倫理であるという意味で、茶道の倫理は、創造の倫理なのである。

※註

- (1) ポラニーの用語法では、「焦点的」や「従属的」という語は、知る様態をさす。つまり、「焦点的」とは、「それ自体として知っている」様態であり、「従属的」とは「知っているが、それ自体としては知らない」という様態を意味する。
- (2) いかなる正しさも、その世界の内部からのみ判定することができる。それゆえ、一つの世界である包括的存在は、それを構成する規則以外の、どんな規則や力にも従属しない。ポラニーは、科学的思考、道徳的思考、法的思考などを一つの包括的存在であり、したがって、それ自身の正しさをもつ独立の世界であるとみなしているが、彼が例えば科学における達成を福祉や経済的利益への寄与といった科学外の尺度で評価することに反対するのは、これが理由である。
- (3) この点に関しては、ヴィトゲンシュタインによる、私的な規則の考察を参照のこと（ヴィトゲンシュタイン、1976：1部202節）。これによれば、そもそも規則は、私的なもの（主観的なもの）ではありえない、私的な規則（したがって主観的な標準）はありえない、ということになる。

※文献表

- Gelwick, R., 1977, *The Way of Discovery: An Introduction to the Thought of Michael Polanyi*, Oxford University Press. (長尾史郎訳『マイケル・ポラニーの世界』多賀出版、1982).
- 久松真一, 1987, 『茶道の哲学』講談社学術文庫.
- Polanyi, M., 1951, *The Logic of Liberty*, Routledge and Kegan Paul. (長尾史郎訳『自由の論理』ハーベスト社、1988).
- 1958, *The Study of Man*, The University of Chicago Press. (邦訳は二つある。中山潔訳『人間について』ハーベスト社、1986。沢田允夫・立山善康・吉田謙二訳『人間の研究』晃洋書房、1986).
- 1960-61, "Science: Academic and Industrial", *Journal of The Justitude of Metals*, vol. 89. (慶伊富長編訳『創造的想像力』ハーベスト社、1986に所収).
- 1963, "The Potential Theory of Adsorption, The Authority in science has its uses and its danger", *Science*, vol. 141. (慶伊富長編訳『創造的想像力』ハーベスト社、1986に所収).
- 1964, *Science, Faith and Society*, The University of Chicago Press. (初版はUniversity of Durhamより1946年出版。中桐大有・吉田謙二訳『科学・信念・社会』晃洋書房、1989).
- 1966 a, *The Tacit Dimension*, Doubleday. (佐藤敬三訳『暗黙知の次元』紀伊国屋書店、1980).
- 1966 b, "The Creative Imagination", *Chemistry and Engineering News*, April 25. (慶伊富長編訳『創造的想像力』ハーベスト社、1986に所収).
- 1969, Marjorie Grene ed., *Knowing and Being*, The University of Chicago Press. (佐野安仁・澤田允夫・吉田謙二監訳『知と存在』晃洋書房、1985).
- 1974, *Personal Knowledge: Towards a Post-Critical Philosophy*, The University of Chicago

Press. (初版は、Routledge and Kegan Paul および Chicago University Press より 1958 年に出版) (長尾史郎訳『個人的知識－脱批判哲学をめざして』ハーベスト社、1985).

Polanyi, M. and Prosch, H., 1975, *Meaning*, The University of Chicago Press.

ヴィトゲンシュタイン (Wittgenstein, L.), 1976、藤本隆志訳『哲学探求』、ヴィトゲンシュタイン全集 6、大修館書店.

(いわいてつお 京都大学大学院教育学研究科博士課程)